

安土町商工会青年部キャラクター“のぶまる” イラスト利用に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、安土町商工会青年部（以下「当青年部」という。）キャラクターのぶまる（以下「のぶまる」という。）のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）並びにのぶまるの写真及び動画（以下「写真等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって当青年部のPR、近江八幡市及び周辺地域の観光・物産の振興等に寄与する事を目的とする。

(イラスト等及び写真等の利用に関する権利)

第2条

イラスト等の利用に関する一切の権利は、当青年部に属する。

(イラスト等及び写真等の利用許諾)

第3条

イラスト等を利用しようとする者は、のぶまるイラスト使用承認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、安土町商工会青年部部長（以下「部長」という。）の利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が次の各号に該当する場合には、申請書の提出を省略することができる。

(1) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合

(2) のぶまるが出動するイベント等の主催者が告知物又は記録物を作成する場合

3 前二項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用申請を要しない。

4 部長は、前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第4条

部長は、前条第1項の規定による利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、部長はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 部長は、前項に規定する利用申請を行った者に対して、利用許諾の可否を通知する。

3 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長1年間とする。

(利用者の制限)

第5条

部長は、前条の規定にかかわらず、登録申請者（申請者が法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合、その申請を許可しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 行政機関の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 当青年部の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(利用許諾の制限)

第6条

部長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 当青年部の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（協会を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
- (7) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) のぶまるのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- (10) その他、部長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合

(利用者の遵守事項)

第7条

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (3) 販売物品への掲載に関しては、消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (4) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第8条

イラスト等の利用料については、無料とする。

(利用の非独占性等)

第9条

この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について当青年部が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第10条

当青年部は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当青年部に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により当青年部に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当青年部に賠償しなければならない。
- 4 部長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。とともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第11条

この規程に関する事務は、当青年部事務局が行う。

(その他)

第12条

この規程に定めるもののほか、イラスト等及び写真等の利用に関し必要な事項は、当青年部が当青年部定例会の承認を経て別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年6月1日から適用する。

年 月 日

安土町商工会青年部
部長あて

申請者 住所 _____
_____団体名 _____
_____代表者氏名 _____
(担当者連絡先)
_____ (氏名) _____
_____ (TEL) _____
_____ (メールアドレス) _____

のぶまるイラスト使用承認申請書

以下のイラストを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用の目的	
2 使用方法	① ポスター、チラシ ② ①以外の印刷物 () ③ 商品 () ④ その他 ()
3 成果物の料金等	① 無償 ② 有償
4 小売価格、数量 及び販売予定総額 (無償の場合は数量 のみ)	予定価格 円 (酒税、消費税等を除く) 数 量 販売予定総額 円
5 使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
7 その他	

※使用方法が分かる企画・デザインラフ提案書を添付してください。

① : 利用に際しては、©安土町商工会青年部 と記載の事。

② : 当方から提供したデータは、原則、加工処理不可とする。

安土町商工会青年部キャラクターのぶまるイラスト利用について

◇はじめに

【※重要※】 イラスト等のご利用には、**"必ず"**利用申請を行ってください。

イラストを利用される場合は、利用申請をしていただく必要があります。

チラシやポスター等をデザインする際は下記に注意しご利用してください。

- 縦横比を変更しないでください。
- 配色を変更しないようにしてください。
- イラストに近い場所に特定商品情報を配置すると、「おすすめ」と捉えやすいため修正をお願いする場合があります。
- パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明をすることはできません。更に、手挙げ型・指差し型のイラストを使用した、指を指す/持ちあげるようなデザインは、「おすすめ」と捉えられ易いため上記の禁止エリア例に加え、さらに特定情報を置くことができるエリアを制限しています。
- 特定のイメージ付けや性格付けを行わないよう利用してください
- 原則として「セリフ」「噴出し」等は利用しないでください。但し、「こんにちは」や「よろしく」など挨拶等の表現は使用できます。また、吹き出しが無くともぶまるの位置関係によりセリフと認識されるものについても同様に扱います。
- 性別や年齢など、プロフィールから想定出来ない利用はしないでください。また、プロフィールそのものも追加・変更しないでください。
- ◆シルエットでの利用はできません。
- ◆キャラクターを使用して無断で販売する行為は禁止いたしております。
- ◆表情・ポーズ・着衣の変更はできません。
- ◆キャラクター達に物を持たせることはできません。なお、既に物を持っているイラストについては、持っている物の変更はできません。